

目安制度の沿革（目安制度導入以降）

昭和52年 12月	「今後の最低賃金制のあり方について（答申）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目安制度の導入決定
昭和53年 5月	昭和53年度の目安について諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一小委員会：目安について全国の県庁所在地における30人未満企業の53年の賃金引上げ等の実態調査に基づき検討 ・ 第二小委員会：高齢者の取扱い、表示単位期間の問題を検討
7月	「昭和53年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一小委員会：中小企業の春季賃上げ状況との関係を考慮、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断 ・ 第二小委員会：日額を基本とし、時間額をあわせて表示。高齢者の扱いについては今直ちに特別の措置を講ずる必要はない。
昭和54年 7月	「昭和54年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者側賛成が得られず、公労賛成により答申 ・ 使用者側から、前年の目安は事実上強い拘束性を発揮したのではないかと意見があり了解事項を改めて答申の前文に記載
昭和55年 7月	「昭和55年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年の目安が公労賛成により答申されたため、地方において多数決が増加したことの反省を踏まえ、全会一致で答申
昭和56年 7月	「昭和55年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全会一致が得られなかったが、目安制度の維持が必要との共通の認識の下、「公益委員見解」を提示することは各側とも賛成

- 昭和 56 年 7 月 「最低賃金額の決定の前提となる基本的な事項に関する考え方について（答申）」
- ・ 高齢者の扱いその他適用労働者の範囲について、産業別最低賃金については、18 歳未満及び 65 歳以上の労働者は適用除外とすることができるとし、地域別最低賃金は高齢労働者、若年労働者を含むすべての労働者に適用するとした。
- 昭和 57 年 7 月 目安制度のあり方に関する全員協議会設置
- ・ 使側から D ランクを二分し下位ランクのアップ率を低くすること、労側から、目安を最低賃金額の絶対水準で示すか、各ランク同額の引上げ額とすることが主張され、昭和 57 年度の目安審議において公益委員より、双方の主張は目安の基本に関わるため十分時間をかけ慎重な検討を要すること、目安制度発足以来 5 年目であり、この際地域区分、表示方法、賃金実態調査の方法等を検討することが望ましい、との考え方が示された。
 - ・ 当初翌年の目安審議までの中間報告を目指したが、労使の意見の隔たりが大きく、昭和 62 年まで検討を棚上げ
- 平成 元年 11 月 「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」
- ・ 地方最低賃金審議会の自主性拡大の方向を基本に改善を図る
 - ・ 制度の在り方については概ね 5 年ごとの見直しを行う。
 - ・ 参考資料について、適正な水準と全国的整合性の確保を重視する観点から改善 等
- 平成 2 年 4 月 「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」
- ・ 最低賃金の改正は労働市場の実態や賃金動向、低賃金労働者の賃金実態を踏まえて決定されるべきものであり、ある程度の影響率を持つ水準に設定する必要
 - ・ 一般的な賃金より低賃金層の賃金や最低賃金の地域間格差の方が小さく、低賃金層の賃金の地域間格差の拡大を抑える役割を果たしてきた。
 - ・ 各都道府県の賃金の実態の順序と地域別最低賃金の水準の順序は概ね整合的であるべき。
 - ・ 具体的措置として、目安の提示は昭和 52 年の了解事項の考え方に立つこと、地方での審議について目安を参考とし、客観的データ（経済指標等 6 項目）等を検討し合意を形成していくべきこと、目安の形態について今後、検討を続けること、資料の整備、充実を図ることとされた。

平成 6 年 5 月	<p>「目安制度のあり方に関する全員協議会の検討状況の中間的取りまとめについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パート労働者、男女構成、就労日数の変化を反映することが望ましい。 ・ ランク間格差拡大、ランク内格差縮小傾向、全国的整合性に欠けるため、検討が必要 ・ 時間額表示方式について引き続き慎重な検討
平成 7 年 4 月	<p>「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金改定状況調査の賃金上昇率の算定方法を一般、パート労働者、男女構成の変化、就労日数の増減にあわせて見直し ・ ランクの変更（20 の指標の導入） ・ 表示方法は引上額表示とするが、目安額の算定は新たなランクの都道府県の単純平均値方式に変更 ・ 表示単位は日額・時間額併用方式維持 ・ ランク区分以外の事項も含め、目安制度の在り方について、今後概ね 5 年ごとに見直しを行うことが適当
平成 12 年 3 月	<p>「目安制度のあり方に関する全員協議会の検討状況の中間的な取りまとめについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ランクへの振分けは、総合指数の差に着目しつつ、ランク間の移動や各ランクごとの都道府県数の変動を抑え、特に B, C ランクにおける総合指数の分散度合を小さくすることも考慮して決定。総合指数はランク区分見直しの基礎データにすぎず、地方最低賃金額の順位を是正すべく措置されることを予定しない。 ・ 目安の決定のあり方については、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とした上で、状況等を総合的に勘案して目安を審議し決定していくことが必要 等
平成 12 年 12 月	<p>「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示単位期間の時間額への変更等
平成 14 年 10 月	<p>全都道府県にて地域別最低賃金額の時間額単独方式へ移行</p>
平成 16 年 12 月	<p>「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ランク制度、表示方法等の現行維持 ・ ランクの変更 ・ 目安審議資料の見直し

平成19年 12月 | 最低賃金法一部改正

平成23年 2月 | 「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」

- ・ ランクの変更
- ・ 目安審議資料の見直し
- ・ 目安審議のあり方の再確認